

令和8年度 石川県建設工事総合評価方式改正について

1. 改正内容

(1) 総合評価適用区分の変更（資料1、2）

評価Ⅰ型 予定価格3億円以上の工事

評価Ⅱ型 予定価格1億円以上～3億円未満の工事

実績評価型

① 予定価格が1億円未満の上記以外の工事

② 以下に示す技術的工夫の余地が少ない工事でWTO対象工事金額未満の工事

・工場製作を主体とするもので、施工方法及び施工管理による品質への影響が極めてすくない工事

・石川県水道用水供給事業（県水送水管耐震化事業含む）における県水開削工事

(2) 評価簡易型適用区分の範囲変更（資料1）

評価簡易型適用区分

対象：令和6年以降の災害復旧工事に拡大

（以後、災害発生した場合も自動的に適用）

適用：予定価格1億円以上5億円未満を1億円以上1.5億円未満に拡大

WTO対象金額未満の概略発注対象工事は継続

（WTO対象金額：令和8年度30.2億円）

適用期限：

石川県創造的復興プランにおける、本復旧完了年（R10年度予定）まで

2. 改正時期

令和8年4月1日以降に入札の公告を行う工事から適用